

情報最前線

父子家庭の皆さまにも児童扶養手当が支給されます

離婚等で、父が子どもを監護し、かつ、生計を同じくしており、所得要件など一定の要件を満たしている場合は、平成22年8月から児童扶養手当が支給されるようになります。児童扶養手当を受給するには、お住まいの市区町村への申請が必要です。

■手当額（月額）

- 受給資格者が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等で決められます。
- 児童1人の場合
  - 全部支給 4万1720円
  - 一部支給 9850～4万1720円
- 児童2人以上の加算額
  - 2人目 5000円
  - 3人目以降 1人につき3000円

■申請をお急ぎください

手当の支給開始は申請月の翌月分からです。平成22年7月31日までに支給要件に該当している方は、同年11月30日(火)までに申請すれば、同年8月分から支給されます。申請に必要な書類がすべてそろわないと、申請の受付はできません。申請に必要な書類は、申請者によって異なる場合がありますので、申請をしていない方は、至急、担当課へご相談ください。

できまません。申請に必要な書類は、申請者によって異なる場合がありますので、申請をしていない方は、至急、担当課へご相談ください。

■問合せ

- 市庁舎別館女性児童福祉課 子育て支援係  
TEL 0897-52-1337
- 各総合支所市民福祉課 福祉係（東予）  
市民福祉係（丹原・小松）

災害遺児福祉手当

交通事故、労働災害、天災などで生計を維持していた父母等が死亡・障害（1級）の状態となった児童の福祉を増進するため、県では災害遺児福祉手当を支給しています。

■支給対象

- 義務教育修了前または高等学校に在学する遺児の保護者
- 遺児1人につき3000円

■問合せ

- 市庁舎別館女性児童福祉課 子育て支援係  
TEL 0897-52-1337
- 各総合支所市民福祉課 福祉係（東予）  
市民福祉係（丹原・小松）

特別児童扶養手当の支給

心身に障害のある児童の福祉の増進を図るため、児童を監護する父親か母親、養育者に手当を支給します。

■受給資格

- 児童が障害を受給事由とする公的年金を受けていないこと
- 障害者が20歳未満であり、法律で定める程度の状態であること
- 児童が児童福祉施設などに入所していないこと
- 監護する人の所得が限度額を超えていないこと

■支給金額

- 障害の程度が1級の場合 月額5万750円
- 障害の程度が2級の場合 月額3万3800円

■現況届

特別児童扶養手当を受給している方は、年1回の所得状況届が必要で。

■申請先

- 市庁舎別館社会福祉課 障害者福祉係  
TEL 0897-52-1214
- 各総合支所市民福祉課 福祉係（東予）  
市民福祉係（丹原・小松）

公営住宅整備事業

高齢者などにやさしい住宅の建設を進めています

公営住宅整備事業は市民生活の安定と社会福祉の増進に貢献することを目的として、高齢者や障害者の皆さんが安心して暮らすことのできる良好な居住環境の整備に重点を置いています。



（仮称）宝来団地 完成予想図

現在、建設中の「（仮称）宝来団地」は、平成23年3月に完成予定です。入居募集につきましては、平成23年2月号の広報紙などでお知らせする予定です。

■問合せ 市庁舎別館施設管理局 財産住宅係 TEL0897-52-1561

事業の概要

- 団地名 (仮称) 宝来団地
- 場所 小松町新屋敷甲453番地 (下図参照)
- 構造等 鉄筋コンクリート造 6階30戸
- 工種 建物および外構整備工事など
- 完成 平成23年3月予定
- 特色
- 住戸型式：高齢者夫婦・単身者向け・18戸  
障害者向け・2戸  
一般世帯向け・10戸
- 住戸規模：2DK～3LDK  
バリアフリー化住宅  
エレベーターの設置  
駐車場（30区画）、駐輪場、児童遊園

